別紙３

2.6 液体ジェット等特殊工作機械

2 6.1 規制内容の変遷　(1)－1/2

項　目	1987(S62).11.09 以前（115 項）	1987(S62).11.10 施行（90 項）	1988(S63).12.20 施行（90 項）
品目の規定（輸出令）(別表第 1)	金属工作機械及び物体の形状を測定する装置で、115 の 2 の項に掲げる数値制御装置を取り付けるように設計したもの並びにこれらの部分品及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの ロ　中ぐり盤、フライス盤及びマシニングセンター以外の金属工作機械又は物体の形状を測定する装置であって、次のいずれかに該当するもの	金属工作機械及び物体の形状を測定する装置で、91 の項に掲げる数値制御装置を取り付けるように設計したもの並びにこれらの部分品及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの ロ　中ぐり盤、フライス盤及びマシニングセンター以外の金属工作機械又は物体の形状を測定する装置であって、次のいずれかに該当するもの	工作機械及び物体の形状を測定する装置で、91 の項に掲げる数値制御装置を取り付けるように設計したもの並びにこれらの部分品及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの ハ　中ぐり盤、フライス盤、マシニングセンター及びジグ研削盤以外の工作機械であって、次のいずれかに該当するもの
貨物等省令			
同時制御軸数	(一) 同時に制御することができる軸数が 4 以上のもの	(一) 同時に制御することができる軸数が 4 以上のもの	(一) 同時に制御することができる軸数が 4 以上のもの
直線軸の位置決め精度	(二) 直線軸の位置決め精度が 300mm 当たり 0.01mm 未満のもの（JIS B 6331－3.3）	(二) 直線軸の全長についての位置決め精度が、次の数値未満のもの 1　L≦300mm の場合は 0.01mm 2　300<L≦3,300mm の場合は［0.0075 ＋ L/120,000］mm 3　L>3,300mm の場合は 0.035mm （JIS B 6330－3.8）	(二) 直線軸の全長についての位置決め精度が、次の数値未満のもの 1　L≦300mm の場合は 0.01mm 2　300<L≦3,300mm の場合は［0.0075 ＋ L/120,000］mm 3　L>3,300mm の場合は 0.035mm （JIS B 6201－5.3）
回転軸の位置決め精度			
インクレメンタル位置決め精度		(三) いずれかの軸のいずれかの点からの 200mm の移動に対するインクレメンタル位置決め精度が 0.002mm 未満のもの	(三) いずれかの軸のいずれかの点からの 200mm の移動に対するインクレメンタル位置決め精度が 0.002mm 未満のもの
スピンドルの振れ	(三) スピンドルの半径方向の振れが 0.0008mm 未満のもの	(四) スピンドルの半径方向の振れが 0.0008mm 未満のもの	(四) スピンドルの半径方向の振れが 0.0008mm 未満のもの

項　目	1987(S62).11.09 以前（115 項）	1987(S62).11.10 施行（90 項）	1988(S63).12.20 施行（90 項）
規制除外規定		China AE 令別表第 1 の 90 の項に掲げる金属工作機械及び物体の形状を測定する装置であって、次のいずれかに該当するもの並びにこれらの部分品及び附属装置 ロ　同項ロに掲げる中ぐり盤、フライス盤及びマシニングセンター以外の工作機械又は物体の形状を測定する装置であって、次の（一）から（三）までに該当するもの (一) 同時制御軸数が 4 であって、直線輪郭制御軸は 3 以下であり、回転輪郭制御軸が 1 以下のもの (二) スピンドルヘッドの数が 2 以下のもの (三) 直線軸の全長についての位置決め精度が次の数値以上のもの 1　L≦300mm の場合は 0.005mm 2　300＜L≦3,300mm の場合は［0.003＋L / 150,000］mm 3　L ＞ 3,300mm の場合は 0.025mm （JIS B 6330－3.8）	China AE 令別表第 1 の 90 の項に掲げる工作機械及び物体の形状を測定する装置であって、次のいずれかに該当するもの並びにこれらの部分品及び附属装置 ロ　同項ハに掲げる中ぐり盤、フライス盤及びマシニングセンター以外の工作機械又は同項ニに掲げる物体の形状を測定する装置であって、次の(一)から(四)までに該当するもの (一) 同時制御軸数が 4 であって、直線制御軸数が 3 で、回転制御軸数が 1 であるもの (二) スピンドルヘッドの数が 2 のもの (三) 同項ハ（三）及び（四）に該当しないもの (四) 直線軸の全長についての位置決め精度が次の数値以上のもの 1　L≦300mm の場合は 0.005mm 2　300＜L≦3,300mm の場合は［0.003＋L / 150,000］mm 3　L ＞ 3,300mm の場合は 0.025mm （JIS B 6201－5.3）

【2.6.1】 (2)

項　目	1990(H2).11.2 施行（90 項）	1991(H3).11.14 施行（6 の項）	1992(H4).12.31 施行（2 の項）
品目の規定（輸出令）（別表第 1）	工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）及び数値制御装置並びにこれらの部分品及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの ト　液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の(一)及び(二)に該当するもののうち、通商産業大臣が告示で定めるもの (一) イに掲げる数値制御装置を取り付けることができるもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の軸数が 2 以上のもの	次に掲げる貨物であって、通商産業省令で定める仕様のもの (4)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物であって、通商産業省令で定める仕様のもの (12) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 1　数値制御を行うことができる工作機械
貨物等省令（一部告示）	通商産業大臣・告示（422 号） 6　令別表第 1 の 90 の項トの通商産業大臣が告示で定める液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機は、	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 四　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、輪郭制御をすることができる軸数が 2 以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち次のいずれかに該当するもの ニ　液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当するもの	第 1 条 輸出令別表第 1 の 2 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 十四　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、輪郭制御をすることができる軸数が 2 以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの ハ　液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当するもの
同時制御軸数		(一) 輪郭制御をすることができる回転軸の軸数が 2 以上のもの	(一) 輪郭制御をすることができる回転軸の軸数が 2 以上のもの
回転軸の位置決め精度	回転軸の位置決め精度が 0.01 度未満のもの（ISO 230/2－4.3.4）	(二) 回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの（ISO 230/2－4.3.4）	(二) 回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの（ISO 230/2－4.3.4）
		6 の項での規制は、1992.12.30 まで、その後は 2 の項で規制。	2 の項での規制は、1995.12.19 まで、その後再び 6 の項で規制されることとなった。

コメントの追加 [健大1]: 解説(1)①の日付、(2)規制仕様の変遷①(a)の日付と不整合（公布日と施行日の違いか？）（解説にもメモ書きしてあります）

コメントの追加 [健大2]: 法令集が手元にないためわかりませんが、「レーザー加工機は、」で切れていていいのか？

【2.6.1】 (3)

項　目	1995(H7).12.20 施行（6 の項）	1996(H8).9.13 施行（6 の項）	1999(H11).6.18 施行（6 の項）
品目の規定（輸出令）（別表第 1）	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、通商産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、通商産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、通商産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品
貨物等省令	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 四　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、輪郭制御をすることができる軸数が 2 以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの ニ　液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当するもの	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの ホ　液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当するもの	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの ホ　液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当するもの
同時制御軸数	（一）輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの	（一）輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの	（一）輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの
回転軸の位置決め精度	（二）回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの	（二）回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの （ISO 230/2－1997）	（二）回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの （ISO 230/2－1997）

【2.6.1】 (4)

項　目	2001(H13).5.16 施行（6 の項）	2006(H18).1.1 施行（6 の項）	2008(H20).11.1 施行（16 の項）
品目の規定 （輸出令） （別表第 1）	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物（一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの (1)5 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ　数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品 (2)関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 25 類から第 40 類まで、第 54 類から第 59 類まで、第 63 類、第 68 類から第 93 類まで又は第 95 類に該当する貨物（(1)及び 1 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く。）
貨物等省令	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへに該当するものを除く） ホ 液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当するもの	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く） ホ 液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当するもの	第 14 条の 2 輸出令別表第 1 の 16 の項（一）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 五 工作機械その他の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品 イ 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの
同時制御軸数	（一）輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの	（一）輪郭制御をすることができる回転軸の数が 2 以上のもの	（二）輪郭制御をすることができる回転軸を有するもの
回転軸の位置決め精度	（二）回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの （ISO 230/2 – 1997）	（二）回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの （ISO 230/2 – 1997）	
直線軸の位置決め精度			（一）直線軸の位置決め精度が 0.01mm 未満のもの （ISO230/2-1988）

【2.6.1】 (5)

項　目	2009(H21).10.1 施行（6 の項）	2012(H24).8.1 施行（6 の項）	2013(H25).10.15 施行（6 の項）
品目の規定（輸出令）（別表第 1）	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、通商産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、通商産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械
貨物等省令	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。） ホ　液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当する回転軸の数が少なくとも二以上のもの	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。） ホ　液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当する回転軸の数が少なくとも二以上のもの	第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。） ホ　液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当する回転軸の数が少なくとも二以上のもの
同時制御軸数	（一）輪郭制御をすることができるもの	（一）輪郭制御をすることができるもの	（一）輪郭制御をすることができるもの
回転軸の位置決め精度	（二）回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの (ISO 230/2 – 1997)	（二）回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの (ISO 230/2 – 2006)	（二）回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの (ISO 230/2 – 2006)

【2.6.1】 (6)

項　目	2013(H25).10.15 施行（16 の項）	2015(H27).10.1 施行（6 の項）	2025(R7).10.9 施行（16 の項）
品目の規定（輸出令）（別表第 1）	関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 25 類から第 40 類まで、第 54 類から第 59 類まで、第 63 類、第 68 類から第 93 類まで又は第 95 類に該当する貨物（1 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く。）	次に掲げる貨物（2 の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、通商産業省令で定める仕様のもの (2)数値制御を行うことができる工作機械	（一）次に掲げる貨物（1、2 及び 4 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く。）であつ~~っ~~て、経済産業省令で定める**仕様の**もの 1 レーザーその他**の**光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 （二）関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 25 類から第 40 類まで、第 54 類から第 59 類まで、第 63 類、第 68 類から第 93 類まで又は第 95 類に該当する貨物（（一）及び 1 から 15 までの項の中欄に掲げるものを除く。）
貨物等省令		第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。） ホ　液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機であって、次の（一）及び（二）に該当する回転軸の数が少なくとも二以上のもの	第 14 条の 2 輸出令別表第 1 の 16 の項（一）の経済産業省令で定める~~仕様の~~ものは、次に掲げるものとする。 一　関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表（以下「関税率表」という。）第 84.56 項**類**、第 84.57 項**類**、第 84.58 項**類**、第 84.59 項**類**、第 84.60 項**類**又は第 84.61 項**類**に該当するもの
同時制御軸数		（一）輪郭制御をすることができるもの	
回転軸の位置決め精度		（二）回転軸の位置決め精度が 0.003 度未満のもの	

コメントの追加 [健大3]: 原文に変更
＊2015 年の法令集が手元にないのでわかりませんが、おそらく以前より輸出令・外為令は「あつて」、貨物等省令は「あって」。ほかのページも同じだと思うので、どちらかに合わせる必要があります。

コメントの追加 [健大4]: ウォータージェット切断機などの特殊工作機械は、すべて（一）1 に当てはまるとの認識です。そうすると、（二）を記載する必要性はあるのでしょうか？

＊（二）が不要なら、他のページも同じように訂正する必要があると思います。

コメントの追加 [ST4R2]: 他と合わせるためイキ

コメントの追加 [健大5]: 括弧につき、原文にあるので、一応追加。
類を項に訂正（他のページも同じように訂正する必要があると思います）。

【2.6.1】 (7)

項　目	2022（R4）3.18 施行	2022（R4）5.20 施行	2023（R5）4.7 施行
品目の規定（輸出令）（別表第２の３）	一　別表第１の１から 15 までの項の中欄に掲げる貨物	一　別表第１の１から 15 までの項の中欄に掲げる貨物	一　別表第１の１から 15 までの項の中欄に掲げる貨物
		二　次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く） ヌ　工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置	二の二　次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。） ヘ　ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの (35)　レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械並びにこれらの部分品及び附属品
貨物省令（注「等」が削除（最後に消すこと））		第 46 条 輸出令別表第２の３第二号のニヌに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 三　数値制御を行うことができる工作機（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、輪郭制御をすることができる軸数が２以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のいずれかに該当するもの（前二に該当するものを除く） ロ　ワイヤ放電加工をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が５以上のもの	第 94 条 輸出令別表第２の３第二号のニヘに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 四十　関税率表第 84.56 項及び第 8466.93 項（第 84.56 項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの
ワイヤ放電加工機			
型彫り放電加工機			
規制除外規定			

【2.6.1】 (8)

項　目	2023(R5).8.9 施行		
品目の規定（輸出令）（別表第2の3）	一　別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物		
	二の二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。） (40)　ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの (x1)　レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械並びにこれらの部分品及び附属品		
貨物省令（注「等」が削除（最後に消すこと））	第128条 輸出令別表第2の3第二号の二(40)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 四十　関税率表第84.56項及び第8466.93項（第84.56項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの		
ワイヤ放電加工機			
型彫り放電加工機			
規制除外規定			

注）20○○年○月時点で変更なし。

2.6.2 解説

(1) 品目の規定の変遷

①液体ジェット加工をすることができる工作機械、電子ビーム加工機又はレーザー加工機（以下、液体ジェット等特殊工作機械）は、数値制御のものについて、1990 年 10 月 1 日以前は中ぐり盤等「以外」の工作機械として規制対象であったが、1990 年 10 月 2 日に液体ジェット等特殊工作機械として単独の規定で規制対象とされた。

②1991 年 11 月 14 日には輸出令別表第 1 の 6 の項の「数値制御を行うことができる工作機械」のうち、貨物等省令第 5 条第四号ニで定める仕様の液体ジェット等特殊工作機械が規制対象とされた。

③液体ジェット等特殊工作機械は、1992 年 12 月 31 日からは 6 の項でなく、2 の項での規制対象とされたが、1996 年 9 月 13 日に 2 の項から除外され、6 の項での規制対象とされている。

④2008 年 11 月 1 日 、通常兵器キャッチオール規制の導入に伴い輪郭制御回転軸数が 1 以上のもの及びその部分品が 16 の項該当貨物となった。

⑤2013 年 10 月 15 日、16 の項（1）（2）が統合され第 14 条の 2 が廃止される改正がなされ、関税定率法別表第 84 類に該当する全ての工作機械がキャッチオール規制の対象となった。これにより、6 の項に該当しない全ての液体ジェット等特殊工作機械が 16 の項該当貨物となった。

~~⑥2022 年 3 月 18 日に輸出許可でなく輸出承認の対象として輸出令別表第 2 の 3 がロシア・ベラルーシ他向けに新設されて同一号に輸出令別表第 1 の 2 の項と 6 の項の液体ジェット等特殊工作機械を含む 1 から 15 の項が規制され、2022 年 5 月 20 日に輸出令別表第 2 の 3 ニで レーザ等加工をすることができる工作機械が規制・・・（概要のみ記載、正式な文章にして下さい、以下同じ）~~

⑦⑥2025 年 10 月 9 日、16 の項が改正され、通常兵器キャッチオール規制の強化に伴い輸出令別表第 1 の 16 の項が再度（一）と（二）に分割され、（一）1「ウォータージェット切断機械」が、第 14 条の 2 第一号にて関税定率法第 84.56 類項で規定される。

(2) 規制仕様の変遷

液体ジェット等特殊工作機械が中ぐり盤等「以外」の工作機械として規制対象とされた 1990 年 10 月 1 日以前は、規制仕様は、旋削系工作機械と同様に、輪郭制御軸数、直線軸の位置決め精度等によって規定されていたが、1990 年 10 月 2 日からは回転軸の位置決め精度と輪郭制御軸数により規制されることとなった。

①回転軸の位置決め精度

(a)1990 年 10 月 1 日以前は規制仕様は中ぐり盤等「以外」の工作機械と同一であったが、1990 年 10 月 2 日に回転軸の位置決め精度のみとされた。

(b)1991 年 11 月 14 日に回転軸の位置決め精度は 0.01 度未満から、0.003 度未満に緩和されるとともに、輪郭制御をすることができる「回転軸の軸数が 2」以上とされた。1992 年 12 月 31 日には 2 の項での規制仕様も同一とされた。

(c)1999 年 6 月 18 日には回転軸の位置決め精度の測定方法が ISO230/2-1988（3s）から同-1997（2s）と変更されたが，規制値は同一とされたため、実質的には規制範囲が拡大されることとなった。

(d)これまでは、2 つの回転軸のうち位置決め精度が 0.003 度未満のものが 1 軸でもあれば該当と運用されていた。しかし日本から WA に対し、2 つの回転軸とも 0.003 度未満でなければ規制されないこととなるよう提案したことが認められた。これにより、2011 年 7 月 1 日から、6 の項において省令第五条第二号ホに「回転軸の数が少なくともニ以上のもの」との文言変更が行われ、回転軸 2 軸共に位置決め精度が 0.003 度未満でなければ規制されなくなった。

(e)2012 年 8 月 1 日に ISO230/2 の 1997 年版（2S）から同 2006 年版（2S）によることと変更された。ただし、2006 年版（2S）については、「測定の不確かさ」を考慮に入れないため、事実上 1997 年版（2S）の内容と相違ない。

(f)規制仕様とされている輪郭制御回転軸数、回転軸の位置決め精度は MCTL Part1※1 に記載された MILITARILY CRITICAL PARAMETER と一致している。

※1：The Militarily Critical Technologies List Part Ⅰ：Weapons Systems Technologies, Nov.18, 1996, Department of Defense

コメントの追加 [健大6]: 規制内容の変遷だと、「1990(H2).11.2 施行(90 項)となっており、一致しない。公布日と施行日の違いであれば、こちらを「11 月 2 日」、「11 月 1 日以前は」とするべきか。

コメントの追加 [健大7]: 同上

コメントの追加 [TT8]: 事務局にて追記。

コメントの追加 [健大9]: 先日の部会で別表第 2 の 3 は不要となったので、削除。

コメントの追加 [健大10]: 上記削除につき、番号変更

コメントの追加 [TT11]: 事務局にて追記。

コメントの追加 [健大12]: 法令施行日につき不整合（前述）。

(g)2014 年の WA の合意に基づき、2015 年 10 月 1 日において、回転軸の位置決め精度の測定規格の規定が削除された。この改正前に行われた経産省によるパブリックコメントの募集に際し、CISTEC から質問を寄せたところ、工作機械メーカがカタログや仕様省等で保証する回転軸の位置決め精度の値（ISO や JIS 等で測定した保証値）により該非判定を行って良いことが確認できた。なお、従来から貨物等省令では ISO230/2(2006)に基づき測定するよう規定していたが、WA では測定方法の規定はなかった。この改正により、その差異が改善された。

コメントの追加 [健大13]: 誤字：仕様書